

Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、保健師関係指導事業、母子保健事業、成人・老人保健事業、地域・職域連携推進事業、精神保健福祉事業、栄養改善事業、難病対策事業、民生委員・児童委員の指導事務、児童・高齢者・母子・障害者福祉事務、配偶者暴力相談事業等を行っている。

地域住民に対し、より効果的な保健福祉サービスを提供するため、管内3市をはじめ、医療・福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、保健・福祉業務を行っている。

＜地域保健に関すること＞

1 保健師関係指導事業

当所保健師は、地域保健福祉課・健康生活支援課・八日市場地域保健センターに配属され、管内市や関係機関等と連携を図りながら訪問指導や相談事業等の保健師活動を展開している。

(1) 管内概況

管内保健師就業数は、保健所13名、3市55名で計68名である。

表1－(1) 管内保健師就業状況（令和6年4月1日現在）

(単位：人)

区分 年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和4年度	65	11	34	7	10	3
令和5年度	66	11	36	7	11	1
令和6年度	68	13	35	8	12	0
銚子市	17	－	12	2	3	0
旭市	23	－	14	4	5	0
匝瑳市	15	－	9	2	4	0

(2) 保健所保健師活動

保健所保健師は、所属内の他職種をはじめ、管内市町村や関係機関と連携を図りながら、広域的及び専門的な各種保健指導業務を実施している。また、効果的な保健活動の展開のため、資質向上と連携強化を目指し、研修会等を開催している。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況（令和7年3月31日現在）

(単位：件)

区分 種別		家庭訪問		訪問以外の保健指導			個別の連携 ・連絡調整	
				面 接		電 話		メール
		実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数（再掲：会議）
総 数		46	169	154	187	354	1	115
感染症（結核除く）		5	11	4	4	57	0	6
結 核		21	122	16	42	71	1	62
精 神 保 健 福 祉		0	0	0	0	3	0	0
難 病		17	33	116	123	185	0	43(4)
長 期 療 養 児		3	3	17	17	29	0	4
生 活 習 慣 病		0	0	0	0	0	0	0
母 子 保 健	妊 産 婦	0	0	0	0	0	0	0
	乳 幼 児	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 疾 病		0	0	1	1	1	0	0
そ の 他		0	0	0	0	8	0	0
訪 問 延 世 帯 数		46	169					

(3) 保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1－(3)－ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主 内 容	参加人員
令和6年 6月28日	災害時保健活動	講演 1 千葉県における災害時保健活動(法律・体制編) 2 能登半島地震派遣報告 グループワーク：情報共有 保健所における災害時要支援者について	25人
令和6年 11月8日	災害時保健活動 「自組織の地域 防災計画等を紐 解き災害時の具 体的な保健活動 を明らかにし、発 災時に、すみやか な応援派遣要請 が出来るように する」	講義「自組織の災害被害想定及び災害対応体制と 必要な保健活動」 講師 千葉県保健医療大学 健康科学部看護学科 准教授 雨宮 有子 氏 グループワーク 自組織の地域防災計画で定める被害想定等を確認 し、発災時に必要な保健活動と体制について確認	27人
令和7年 1月14日		災害時保健活動情報伝達訓練 講義研修 講義「災害時保健活動と応援派遣要請」 講師 千葉県保健医療大学 健康科学部看護学科 准教授 雨宮 有子 氏 グループワーク 課題を基に各市で検討した保健活動と職員の稼働 量から優先する支援を特定し応援派遣要請につい て検討	27人

イ 所内保健師研究会

表 1－（３）－イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和 6 年 4 月 30 日	各課の事業予定の共有、現任教育の説明・スケジュール確認、業務研究の方向性と担当者の確認、難病・小慢の災害時支援について確認	11 人
令和 6 年 6 月 27 日	講義「精神通報対応について」、現任教育について目標・計画の共有、業務研究の進捗共有と意見交換（研究計画）	10 人
令和 6 年 8 月 22 日	業務研究の進捗共有と意見交換（研究計画・演題）、台風 7 号での災害時保健活動等の振り返り、海匠健康福祉センター災害時実働マニュアルの確認	12 人
令和 6 年 9 月 5 日	業務研究の進捗共有と意見交換（研究計画・演題）、講義「災害時の主な保健医療福祉活動チームについて」、海匠健康福祉センター災害時実働マニュアルの改訂について検討	10 人
令和 6 年 10 月 23 日	現任教育について中間評価の共有、業務研究の進捗共有と原稿内容の検討、事例検討（難病 1 事例）	8 人
令和 6 年 12 月 12 日	復命講習「職員能力開発センター令和 6 年度第 2 回特別セミナー”伝える”から”伝わる”へ～達人に学ぶ、説明力の極意～」、情報提供「地震被害予測システム・津波浸水予測システムについて」「e-Stat（政府統計の窓口）について」、復命講習「公衆衛生看護研修（中堅期）地域ケアシステムとドナベディアンへのヘルスケア評価」、海匠健康福祉センター災害時実働マニュアル急性期編改訂について検討、事例検討（結核 1 事例）	10 人
令和 7 年 2 月 20 日	業務研究発表会リハーサル、現任教育評価の共有	9 人
令和 7 年 3 月 6 日	業務研究発表会報告、保健活動・保健事業計画の評価について共有・検討	8 人

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表 1－（３）－ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和 6 年 11 月 26 日	講演 「ポンチ絵スキルで全体像（大局観）と将来展望を持つ」 ～行政保健師の将来の不安によく効きます～ 講師 千葉県海匠保健所 所長 井元 浩平 グループワーク 「みんなでポンチ絵を描こう！」 講評 千葉県海匠保健所 所長 井元 浩平	15 人

エ その他

表1－(3)－エ その他

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和6年 7月11日	【第1回統括保健師連絡会】 現任教育と災害対応についての情報共有、課題の検討のため、管内の市及び保健所の統括的役割を担う保健師による連絡会を開催した。 1 令和6年度保健師現任教育体制について (1) 管内保健師の配置状況について (2) 千葉県保健師現任教育マニュアルについて (3) 各市と保健所の現任教育の体制について (4) 県中央研修等の周知 2 災害時保健活動体制について (1) 災害時における統括保健師に求められること (2) 災害時保健活動ガイドラインに沿った窓口と連携の確認 (3) 6/25 管理期保健師研修、6/28 管内研の報告 3 管内保健師業務連絡研究会について 4 その他	11 人
令和7年 3月18日	【第2回統括保健師連絡会】 1 災害時保健活動について 2 管内保健師業務連絡研究会について 3 その他 現任教育における市の事業の見学への協力について	10 人

(4) 管内看護管理者研修会

表1－(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和7年 2月28日	講演「人手不足を乗り越える人材確保と定着率を高める戦略」 講師 千葉科学大学 看護学部看護学科 教授 富樫千秋 氏 情報交換会「人材確保と定着率を高める人材育成について」	20 人

2 母子保健事業

管内の母子保健事業の推進と適切かつ効率的なサービス提供のため、母子保健推進協議会、母子保健従事者研修会を各市や関係機関等と連携しながら実施している。

虐待・特定妊婦については、要保護児童対策協議会実務者会議への参加等を通じ、各市・関係機関とともに母子保健事業の推進を図っている。

また、管内の長期療養児等に対し、相談・医療助成等の支援を行っている。

(1) 母子保健推進協議会

広域的な母子保健、医療、福祉施策を推進するための体制を整備するために、母子保健・医療・福祉に関する関係機関及び団体並びに関係行政機関の職員、住民代表等を構成員に開催している。

表 2－(1) 母子保健推進協議会実施状況

開 催 年 月 日	委 員 数	主 な 協 議 内 容
令和 6 年 7 月 5 日	9 人	1 海匠各市の母子保健の全体像について 2 こども家庭センターについて

(2) 母子保健に関する連絡調整会議

産後ケア事業等にかかわる関係機関と各市町の連携体制の構築や情報共有を図ること等により、各市町村が母子保健事業を実施するための体制整備を推進することを目的として開催している。

表 2－(2) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開 催 年 月 日	参加者数・職種	主 な 協 議 内 容
令和 7 年 2 月 25 日	12 人 保健師及び管理栄養士	1 各市母子保健事業の実情と課題の共有 2 保健所が主催する母子保健事業について

(3) 母子保健従事者研修会

地域の母子保健の実状に合わせて開催している。

表 2－(3) 母子保健従事者研修会実施状況

研 修 会 の 名 称	開 催 年 月 日	参加者数・職種	内 容
令和 6 年度母子保健従事者研修会	第 1 回 令和 6 年 12 月 17 日	第 1 回 44 人 保健師、保育士、幼稚園教諭等	第 1 回 講演 「こどもの発達検査について ～検査結果からこどもの特性を理解する～」 講師 銚子市児童発達支援センターわかばセンター長 富岡 美帆 氏
	第 2 回 令和 7 年 1 月 16 日	第 2 回 49 人 保健師、保育士、幼稚園教諭等	第 2 回 講演「特性のあるこどもの支援について ～園、家庭での支援の方法を考える～」 講師 銚子市児童発達支援センターわかばセンター長 富岡 美帆 氏

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第25条により管内の医師から届出がなされたものであり、届出数には管外に住所がある者も含まれる。近年の届出総数は減少傾向である。

表2－(4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区 分 妊 娠 週 数	令和4 年度	令和5 年度	令 和 6 年 度									
			総 数	20 歳 未 満	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 歳 以 上	不 詳
総 数	78	91	65	4	16	8	18	14	5	0	0	0
満7週以前	54	51	40	4	8	7	7	11	3	0	0	0
満8週～満11週	15	26	20	0	8	1	7	2	2	0	0	0
満12週～満15週	2	6	3	0	0	0	2	1	0	0	0	0
満16週～満19週	3	5	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
満20週～満21週	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 不妊・不育相談事業

県では、不妊や不育に悩む夫婦等に、一般的な相談や検査・治療に関する情報提供、精神面での相談を不妊・不育オンライン相談で行っている。各保健所でも、随時、保健師が面接や電話等により相談支援を行っている。

その他、妊娠や不妊に関する正確な情報を提供していくことは重要であることから、不妊講演会を地域の実情に応じて開催している。

表2－(5) 不妊講演会実施状況

開 催 年 月 日	内 容	対 象	参加者数
実施なし	—	—	—

(6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担の軽減を図る。

表2－(6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年度3月31日現在）

(単位：件)

疾 患 名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	銚子市	旭市	匝瑳市
総 数	91	86	90	20	47	23
1 悪 性 新 生 物	18	20	20	6	9	5
2 慢 性 腎 疾 患	3	5	3	0	3	0
3 慢性呼吸器疾患	5	5	5	2	2	1
4 慢 性 心 疾 患	14	14	13	4	5	4
5 内 分 泌 疾 患	20	16	14	2	8	4
6 膠 原 病	2	1	2	0	0	2
7 糖 尿 病	1	1	3	0	1	2
8 先天性代謝異常	5	5	5	1	2	2
9 血 液 疾 患	2	1	3	0	2	1
10 免 疫 疾 患	0	0	0	0	0	0
11 神経・筋疾患	12	10	10	2	6	2
12 慢性消化器疾患	6	5	8	2	6	0
13 染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	1	1	2	0	2	0
14 皮 膚 疾 患	0	0	0	0	0	0
15 骨 系 統 疾 患	2	2	2	1	1	0
16 脈管系統疾患	0	0	0	0	0	0

(7) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾患児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2－(7)－ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実 施 年 月 日	参加人数・職種	内 容
講演会	令和7年2月18日	参加人数：19人 管内小中高等学校 教職員、管内市町 村など関係職員、 障害児相談支援に 係る福祉機関等	講演 「病気を抱える子どもの自己管理能力獲得 に寄与する関わり方」 ～教育現場で出来るアプローチと その重要性～ 講師 千葉県総合教育センター特別支援教育部 研究指導主事 与田 美穂 氏

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2－(7)－イ 療育相談指導内容 （単位：人）

内 容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相 談 者 数 （ 延 ）	0	0	0
家 庭 看 護 指 導	0	0	0
食 事 ・ 栄 養 指 導	0	0	0
歯 科 保 健 指 導	0	0	0
福 祉 制 度 の 紹 介	0	0	0
精 神 的 支 援	0	0	0
学 校 と の 連 絡	0	0	0
家 族 会 等 の 紹 介	0	0	0
そ の 他	0	0	0

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2－(7)－ウ 訪問指導事業実施状況（疾患別） （単位：件）

疾 患 名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 数	4	7	3
異型奇形腫瘍／ラブドイド腫瘍	1	1	0
骨形成不全症	0	2	0
気道狭窄	2	2	1
點頭てんかん	1	2	2

エ 窓口相談事業

表2-(7)-エ 相談内容 (単位:人)

内 容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相 談 者 数 (延)	8	18	17
申 請 等	8	15	11
医 療	0	0	1
家 庭 看 護	0	0	3
福 祉 制 度	0	0	0
就 労	0	0	0
就 学	0	2	0
食 事 ・ 栄 養	0	0	0
歯 科	0	0	0
そ の 他	0	1	2

オ 訪問相談員派遣事業

表2-(7)-オ 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和4年度	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—
令和6年度	—	—	—	—

(8) 療育の給付制度

療育の給付(児童福祉法第20条)は、長期の療養を必要とする18歳未満の結核治療のために入院を要する児童に対しての医療給付及び学用品や日用品の支給を行うものである。

令和6年度は該当がなかった。

(9) 思春期保健相談事業

児童生徒の健全育成を図るため、学校保健や地域保健との連携及び思春期世代とその関係者への心身に関する正しい知識の普及を行う。

表2-(9)-ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開 催 年 月 日	参加者数・職種	内 容
実施なし	—	—	—

表2－(9)－イ 思春期保健事業講演会

名 称	開 催 年 月 日	対象者・参加者数	内 容
思春期保健講演会	令和7年 1月24日	・管内各市母子保健担当者、 各学校養護教諭等 ・参加者計44人	講演「思春期の子どもとのコミュニケーション～自分の思いを言語化することが難しい子への対応～」 講師 千葉県精神保健福祉センター 技監兼次長 石川 真紀 氏

(10) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

平成31年4月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立・施行され、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、国から一時金が支給されることとなった。この制度では、都道府県を窓口として申請受付や認定に係る調査等を行うことになっており、健康福祉センターでは、申請に係る案内とその受付を担っている。

表2－(10) 管内居住者からの相談及び請求受付件数（保健所受付分）

区分 年度	請求受付件数	相談件数（延べ）		
		電話等相談	来所相談	計
令和4年度	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0

※ 一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受付・相談窓口を開設している。

3 成人・老人保健事業

健康増進法に基づき、生活習慣病の予防と早期発見、壮年期からの健康保持増進を図るため、市が実施主体となって各種保健事業を実施している。保健所は地域特性を踏まえて市町村が健康増進事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、情報提供や助言等の支援を行っている。

(1) がん検診推進員育成講習会

各市の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図ることを目的に実施している。隔年ごとに香取保健所と主催を交代して開催しており、令和6年度は香取保健所が主催した。

表3－(1) がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内 容
—	—	—

(2) その他のがん対策事業

なし

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じ、的確な自己管理ができるよう支援することを目的としている。

(1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健師等が電話にて相談指導を行う。また、必要時、適切な相談機関や医療機関等へ紹介する。

表4－(1) 健康相談実施状況（電話）

（単位：件）

区分 年度	男	女	総 数
令和4年度	1	0	1
令和5年度	4	4	8
令和6年度	8	11	19

5 総合的な自殺対策推進事業

千葉県自殺対策推進計画及びアルコール健康障害対策基本法を踏まえ、心の健康や精神疾患、働く人のメンタルヘルスに関する相談窓口等の啓発資料を配布した。また、関係機関との連携のもと、事業を推進している。

(1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5－(1) 研修会の実施状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
令和6年度 香取海浜圏域 自殺対策研修	令和6年12月18日 (対面とZoomの ハイブリッド開催)	50人 教諭、児童福祉司、保健師、看護師、精神保健福祉士、生活支援員等	講演 『「うつ」ってなんだ？ 地域で支えるために知っておきたいこと』 講師 総合病院国保旭中央病院 神経精神科医師 久保田 宗樹 氏 (香取保健所と共催)

(2) その他の会議等

表5－(2) 会議等の開催状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
実施なし	—	—	—

(3) その他の事業

なし

6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の連携により、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸及びメンタルヘルス対策の推進を図ることを目的に各種保健事業の共同実施等、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備を推進している。

表6－（１）海匠地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和7年2月12日	24人	1 健康ちば21（第3次）について 2 令和6年度アクションプランの進捗と今後について

表6－（２）海匠地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和7年1月23日	13人	[メンタルヘルス対策] 1 海匠地域・職域連携推進協議会アクションプランについて 2 働く人のメンタルヘルス対策について (1) こころく（心・働・楽）シンポジウムの振り返り (2) 「睡眠チェックシート」等の作成について (3) 令和7年度以降の取組について

表6－（3）共同事業開催状況

開 催 年 月 日	主 な 内 容
各機関と連携した啓発活動等	
令和6年9月14日	・旭中央病院まつりでの食とメンタルヘルス対策についての啓発クイズ、リーフレットの配布
令和7年1月23日	・ここらく（心・働・楽）シンポジウム 1 ピアサポーターの体験談 2 管内企業（2社）から従業員のメンタルヘルス対策についての悩みや対応方法について発表 3 会場全体でディスカッション - 参加者：管内の中小事業所の経営者や衛生管理責任者 事業所 7か所8人 シンポジスト 2人 作業部会員 9人 地域支援事業所 2人 保健所 6人
通年	・リーフレットによる啓発 （やさ・しー・い食の応援店認定店舗一覧及び応援店カードの作成・配布） （ここらく健康通信海匠！の配布） ・海匠保健所ホームページ、保健所だより、管内市広報、関係機関会報誌等を活用した啓発 ・やさ・しー・い食の応援店ポスターの掲示（関係機関・既認定店舗） ・やさ・しー・い食の応援店の登録・変更手続き ・旭市CCDプロジェクトとの協働によるやさ・しー・い食の応援店のPR

7 栄養改善事業

海匝地域は、脳血管疾患による死亡が上位に位置しており、管内市国民健康保険の特定健診の結果では、肥満や糖尿病のハイリスク者が多い。そこで、生活習慣病予防として、地域住民を対象に栄養指導及び健康教育を実施し食生活改善の普及啓発を行った。

また、特定給食施設等指導については、健康増進法に基づく栄養管理が実施されるよう、個別巡回指導及び研修会により指導支援を実施した。

(1) 健康増進（栄養・運動等）事業

地域住民の健康増進のため、電話等による個別指導の実施及び食生活改善協議会等の栄養関係団体の育成支援により正しい知識の普及・啓発に努めた。

表7－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員									集団指導延人員							
		栄養 指導	(再掲) 病態別 栄 養 指 導	(再掲) 訪問による栄 養指導	運動 指導	(再掲) 病態別 運 動 指 導	休養 指導	禁煙 指導	その他	栄養 指導	(再掲) 病態別 栄養 指導	運動 指導	(再掲) 病態別 運 動 指 導	休養 指導	禁煙 指導	その他		
実施数	妊 産 婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	乳 幼 児	1	-	-					-	-	-						-	
	20 歳未満 (妊産婦・乳幼児 を 除 く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20 歳以上 (妊産婦を除く)	29	-	-	-	-	-	-	-	96	22	-	-	-	-	-	-	
(再掲)医療機関等へ委託	妊 産 婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	乳 幼 児	-	-	-					-	-	-						-	
	20 歳未満 (妊産婦・乳幼児 を 除 く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20 歳以上 (妊産婦を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

ア 病態別個別指導

表 7- (1) -ア 病態別個別指導状況 (単位: 人)

区分 種別	計	生活 習慣病	難 病	アレルギー 疾 患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	-	-	-	-	-	-
病態別運動指導	-	-	-	-	-	-

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表 7- (1) -イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
難病患者及び家族向け講演会・交流会	令和 6 年 12 月 13 日	パーキンソン病患者及び家族	22 人	講演「摂食・嚥下機能に応じた食形態と食事の工夫」 講師 地方独立行政法人総合病院 国保旭中央病院 臨床栄養科 管理栄養士 山上恵理奈 氏 患者・家族交流会

ウ 地域における健康づくり推進事業

表 7- (1) -ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
地域における健康づくり研修会	令和 6 年 7 月 26 日	管内食生活改善協議会 会員等	40 人	講話「『栄養成分表示』活用のすすめ」 講師 海匠保健所 栄養指導員

エ 国民（県民）健康・栄養調査

表 7- (1) -エ 国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
国民健康・栄養調査	旭市飯岡地区 (26 世帯 49 人)	令和 6 年 10 月 29 日 栄養摂取状況調査 生活習慣状況調査 令和 6 年 10 月 30 日 身体状況調査

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表 7－（１）－オ－（ア）食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談（個別）		普及啓発（集団）		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 （講習会等）
特別用途食品及び特定保健用食品 について		－（－）	－（－）	－（－）	－（－）	
食品表示基準に ついて （保健事項）	栄養成分	19	20	－	－	
	特定保健用食品	－	－	－	－	
	栄養機能食品	－	－	－	－	
	機能性表示食品	－	－	－	－	
	その他※	－	－	－	－	
健康増進法第 6 5 条第 1 項 （虚偽誇大広告）		2	2	－	－	
その他一般食品について （いわゆる健康食品を含む）		－	－	－	－	

		県民への相談対応・普及啓発			
		相談（個別）	普及啓発（集団）		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 （講習会等）
特別用途食品及び特定保健用食品 について		－（－）	－（－）	－（－）	
食品表示基準に ついて （保健事項）	栄養成分	－	1	40	地域における健康づくり研修会
	特定保健用食品	－	1	42	管内食生活改善協議会研修会
	栄養機能食品	－	1	42	管内食生活改善協議会研修会
	機能性表示食品	－	1	42	管内食生活改善協議会研修会
	その他※	－	－	－	
健康増進法第 65 条第 1 項 （虚偽誇大広告）		－	－	－	
その他一般食品について （いわゆる健康食品を含む）		－	－	－	

（ ）内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合（特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く）

表 7－（１）－オ－（イ）食品表示等に関する指導状況（表示違反への対応）

		指導状況（個別）	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分※	1（－）	2（－）
	機能性表示食品	－	－
	その他	－	－
健康増進法第 65 条第 1 項（虚偽誇大広告）		1	1
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		－	－

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む （ ）内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表 7－（１）－オ－（ウ）特別用途食品に対する検査・指導件数 （単位：件）

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
－（－）	－（－）	－（－）

（ ）内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表 7－（１）－カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内 容	延人員	内 容	延回数	延参加者数
国民健康・栄養調査食事調査結果返却	30	・千葉県調理師講習会 ・旭中央病院主催病院まつり 生活習慣病予防として、望ましい食習慣について啓発普及を行った	2	134

(2) 給食施設指導

管内の特定給食施設等届出 111 施設に対し、適切な栄養管理の実施を図るため、個別巡回指導等を実施し、助言・指導を行った。

また、給食施設管理者および従事者の資質向上と給食運営の充実を図るため、栄養管理・衛生管理に関する研修会を開催した。

給食施設状況

表 7－(2) 給食施設状況 (単位：件)

施設 総数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちらも いる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いない施設	管理栄養士 必置指定 施設		調理師の いる施設		調 理 師 の い な い 施 設	栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	調 理 師 数			
111	30	44	21	33	25	26	27	34	1	7	82	186	29	109	71

ア 給食施設指導状況

表 7－(2)－ア 給食施設指導状況 (単位：件)

区 分			計	特定給食施設		その他の 給食施設
				1 回 300 食以上 又は 1 日 750 食以上	1 回 100 食以上 又は 1 日 250 食以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	40	9	18	13
		その他指導施設数	43	7	22	14
	喫食者への栄養・運動指導延人員		－	－	－	－
集団指導	給食管理指導	回 数	2	2		
		延 施 設 数	102	4	51	47
	喫食者への 栄養運動指導	回 数	－	－	－	－
		延 人 員	－	－	－	－

イ 給食施設個別巡回指導

表7－（2）－イ 給食施設個別巡回指導状況

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設		栄養士のみの施設		どちらもいない施設	
				施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)
合 計		111	40	30	13	21	10	26	9	34	8
指定施設①	計	1	1			1	1				
	学校										
	病院	1	1			1	1				
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舍										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										
300食/回，750食/日以上（指定施設①を除く）②	計	8	8	4	4	1	1	1	1	2	2
	学校	5	5	4	4					1	1
	病院										
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設	1	1			1	1				
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所	2	2					1	1	1	1
	寄宿舍										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設		栄養士のみの施設		どちらもいない施設	
				施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)	施設数	指導施設数(再掲)
100食/回、250食/日以上 (①、②を除く)	計	55	18	23	7	14	6	6	3	12	2
	学校	5	2	3	2			1		1	
	病院	9	9	3	3	5	5			1	1
	介護老人保健施設	7	2	4	1	3	1				
	介護医療院										
	老人福祉施設	8	1	3		4		1	1		
	児童福祉施設	18	2	5		2		2	1	9	1
	社会福祉施設	4	1	3				1	1		
	事業所	4	1	2	1			1		1	
	寄宿舍										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										
その他の給食施設	計	47	13	3	2	5	2	19	5	20	4
	学校	2						1		1	
	病院	3	3	1	1	2	2				
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設	10	3			2		6	2	2	1
	児童福祉施設	25	5	1		1		8	3	15	2
	社会福祉施設	5	1	1	1			4			
	事業所										
	寄宿舍										
	矯正施設	1	1							1	1
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他	1								1	

※施設に出向き個別指導した件数を記入する。

※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7－（2）－ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届出数	3	3	16
指導数	9	7	2

エ 給食施設集団指導

表7－（2）－エ 給食施設集団指導状況

名 称	開催年月日	対象者	参加者数	内 容
給食施設 衛生講習会	令和6年 8月23日	管内給食施設の管理者 及び従事者 (111施設)	76施設 87人	講演「食中毒予防について」 講師 千葉県立保健医療大学 健康科学部栄養学科 教授 菊池裕 氏 講演「厨房の感染対策と衛生管理について」 講師 日清医療食品株式会社 本社衛生管理室係長 蒲生健一郎 氏
千葉県保育協議 会海匝支会給食 部会講習会	令和7年 1月24日	管内保育所 給食施設 栄養士・調理師等	26施設 32人	講話「保育所における栄養管理について ～給与栄養目標量の設定～」 講師 海匝保健所 栄養指導員

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7－（3）－ア 健康ちば協力店登録状況

令和6年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数	
0	0	0	3

表7－（3）－イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区 分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回 数	延人員	回 数	延店舗数	延人員	回 数	延人員
個別指導		2		－	－		3
集団指導	－	－	－	－	－	－	－
合 計		2		－	－		3

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表 7－(4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び 加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
海匝保健所管内 食生活改善協議会	357 加入組織 3	研修会・総会・ 役員会	研修会の企画及び運営の支援 総会及び役員会の運営につい ての助言及び支援	延 95
海匝保健所管内 栄養士会	90	研修会・総会・ 役員会	研修会の企画及び運営の支援 総会及び役員会の運営につい ての助言及び支援	延 82
銚子市調理師会	105	研修会・総会・ 役員会	総会への出席 千葉県調理師講習会	延 34
旭市調理師会	－			
千葉県調理師会 匝瑳支部	－			

(5) 管内行政栄養士研究会等の開催

表 7－(5) 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
管内行政栄養士業務研究会	2 回	延 14 人	テーマ：地域防災計画と災害時食支援

(6) 調理師試験及び免許関係

表 7－(6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位：名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和 4 年度	28	16	57.1	28	14	29
令和 5 年度	32	11	34.4	14	6	15
令和 6 年度	26	11	42.3	31	7	7

8 歯科保健事業

歯・口腔疾患の予防及び歯・口腔内の健康の保持増進を図ることを目的とした事業について実施する。

(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表8－(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名 称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし	—	—	—	—

(2) その他（各保健所の独自事業）

表8－(2) その他（各保健所の独自事業）

名 称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし	—	—	—	—

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられおり、法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

(1) 管内病院からの届出等の状況

管内の精神科病院は4か所である。前年度に比べ医療保入院届件数は減少、医療保護入院の退院届は前年度並みであり、措置症状消退届は減少した。なお、令和6年4月に精神保健福祉法改正により、医療保護入院者の定期病状報告書は廃止され、医療保護入院者の入院期間更新届が新設された。

表9－(1) 管内病院からの届出等の状況

(単位:件)

種別 年度	医療保護 入院者の 入院届	応急 入院届	医療保護 入院者の 退院届	措置症状 消退届	措置入院者 の定期病状 報告書	医療保護 入院者の 定期病状 報告書	医療保護 入院者の 入院期間 更新届	その他
令和4年度	166	0	166	10	0	139	－	1
令和5年度	202	2	197	10	1	126	－	0
令和6年度	169	1	194	1	0	9	121	0

※ その他は、転院許可申請(1)件、仮退院申請(0)件、再入院届(0)件の合計

※ 医療保護入院者の定期病状報告書は、令和6年4月収受(3月分)のみ掲載した。

(2) 措置入院関係

精神保健福祉法第22条から第26条に基づいた申請・通報・届出等を収受し、措置診察の必要性を判断するための事前調査を保健所で行っている。必要に応じ、同法第27条及び第29条の2の規定に基づいて、精神保健指定医による診察を実施し、措置入院及び緊急措置入院の要否が判断される。措置入院が必要とされた者に対して、同法第29条の2の2にて移送を行っている。

表9－(2)－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

申請・通報等の別 処 理	申請・通報 届出件数	診察の 必要が ないと 認めた 者	法第27条の診察を 受けた者			法第29条の2の診察を 受けた者			法第29条の2の2の 移送業務		
			法第29 条該当 症状の 者	その他 の入院 形態	通院・ その他	法第29 条の2 該当症 状の者	その他 の入院 形態	通院・ その他	1次 移送	2次 移送	3次 移送
令和4年度	26	8	18	0	0	9	0	1	0	0	3
令和5年度	22	6	8	2	4	6	1	0	0	0	0
令和6年度	27	20	7	1	0	6	0	0	0	0	0
法第22条 一般人からの申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第23条 警察官からの通報	17	11	5	1	0	6	0	0	0	0	0
法第24条 検察官からの通報	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0
法第25条 保護観察所の長から の通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条 矯正施設の長からの 通報	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の2 精神科病院管理者から の届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の3 医療観察法に基づく 指定医療機関管理者 及び保護観察所長から の通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第27条第2項 申請通報に基づかない 診察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第29条の2該当症状の者」は、原則として法第27条の診察を受けた者の内数

3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

表9－（２）－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

病 名 年 度 結 果		総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他					
					認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 醒 剤	そ の 他												
																	F0		F1		
																	F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10	F15	
		F2	F3					F4	F6	F7	G40										
令和4年度		19	9	3	3	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0					
令和5年度		14	5	3	0	0	2	1	0	1	1	0	0	1	0	0					
令和6年度		8	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
診察 実施	要 措 置	7	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	不要措置	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 0名

2 緊急措置入院中に措置解除なった者 0名

3 その他には病名不詳を含む。

4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表9－（２）－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和7年3月31日現在）

(単位：人)

入院期間 年度	総数	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
令和4年度	12	12	0	0	0
令和5年度	9	9	0	0	0
令和6年度	1	1	0	0	0

表9－（２）－エ 申請・通報・届出関係の相談等

(単位：人)

性・年齢 区 分	実数	性			年齢					延 回 数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	2	2	0	0	0	0	1	1	0	3
訪問	8	4	4	0	0	2	3	3	0	14
電話	27	16	11	0	1	7	8	11	0	127

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障があり、精神保健福祉法第20条の規定による入院が行われる状態でないと、指定医による診察で判断された者を医療保護入院させるために精神科病院に移送することができる。

表9－（3）医療保護入院のための移送処理状況

（単位：件）

区 分 年 度	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和4年度	0	0	0
令和5年度	0	0	0
令和6年度	0	0	0

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

予約制の精神科医師による定例精神保健福祉相談（心の健康相談）を実施するとともに、精神保健福祉相談員や保健師等による相談、訪問、電話、メールにて心の健康に関する相談に対応している。

表9－（4）－ア 精神科医師による定例相談

実 施 日	時 間	場 所
奇数月 第2 水曜日	13：30～15：00	海匠保健所（健康福祉センター）
偶数月 第3 金曜日	14：00～15：30	旭市役所
奇数月 第1 木曜日	13：30～15：00	八日市場地域保健センター
毎月 第3 水曜日	13：30～15：00	八日市場地域保健センター

表9－（４）－イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区 分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和4年度	61	37	24	0	r2	18	29	12	0	172
令和5年度	39	21	18	0	3	13	17	4	2	170
令和6年度	55	25	30	0	0	17	22	15	1	151
銚子市	22	10	12	0	0	5	8	9	0	44
旭市	18	6	12	0	0	7	8	2	1	50
匝瑳市	14	8	6	0	0	5	6	3	0	52
管外・不明	1	1	0	0	0	0	0	1	0	5
相 談	37	18	19	0	0	14	17	6	0	96
訪 問	18	7	11	0	0	3	5	9	1	55

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表9－（４）－ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

性 区 分	計	男性	女性	不明
電 話	1,720	690	1,023	7
メール	6	4	2	0

表9－（４）－エ 相談の種別（延数） （単位：件）

病 名 区分		総 数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
			診療に関すること	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚醒剤	その他の中毒							
令和4年度		172	58	56	10	13	2	0	0	2	0	19	2	5	0	5
令和5年度		170	58	22	17	36	9	0	0	0	0	11	1	6	0	10
令和6年度		151	67	3	5	48	2	0	2	2	0	3	0	3	0	16
相談	計	96	49	2	1	29	2	0	2	2	0	3	0	0	0	6
	男	67	38	2	0	17	2	0	0	2	0	2	0	0	0	4
	女	29	11	0	1	12	0	0	2	0	0	1	0	0	0	2
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	計	55	18	1	4	19	0	0	0	0	0	0	0	3	0	10
	男	29	8	1	1	10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8
	女	26	10	0	3	9	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表9－（４）－オ 援助の内容（延数） （単位：件）

種別 年度	総数	医学的指導	受療援助	生活支援 生活指導	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和4年度	330	21	33	16	43	71	86	60
令和5年度	252	23	20	35	17	53	57	47
令和6年度	308	11	11	18	5	118	66	79

（注）援助内容は重複あり

表9－（４）－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数 （単位：件）

	支援対象者			
		支援計画あり	本人同意あり	会議開催数
合 計	9	0	0	0
銚子市（町村）	5	0	0	0
旭市（町村）	0	0	0	0
匝瑳市（町村）	4	0	0	0

(5) 地域精神保健福祉関係

平成30年度から、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送るために、医療・福祉・介護・住まい・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域づくりを目指すことを目的に精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業が委託事業として実施されている。海匠圏域地域包括ケアシステム構築推進会議構成機関として委託事業所と連携し、地域の現状と課題について協議し事業を展開している。

表9－(5)－ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数(人)	対象者等
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議（代表者会議）（Zoom）	令和7年 2月5日	12人	医療機関、福祉施設、行政棟関係機関及び当事者
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議（実務者会議）（Zoom）	令和6年 5月13日	17人	医療機関、福祉施設、行政棟関係機関及び当事者
	令和6年 7月8日	13人	
	令和6年 9月9日	14人	
	令和6年 11月11日	13人	
	令和7年 1月20日	16人	
	令和7年 3月10日	12人	

表9－(5)－イ 組織育成・運営支援（単位：件）

種別 区分	当事者支援	家族会支援	支援者支援	その他
支援延件数	3	0	0	0

(6) 心神喪失者等医療観察法関係

心神喪失者又は心神衰弱で重大な他害行為（殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害）を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度で、保護観察所が実施主体である。円滑な社会復帰を促進するため、会議への参加や訪問など、地域における支援を行っている。

表9－(6) 医療観察法に係る会議への参加 (単位：件)

会議種別	CPA 会議	ケア会議	その他
参加回数	3	3	0

- ・平成 17 年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA 会議(Care Programme Approach の略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。なお、平成23年度から開始されたインターフェロン3剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和3年10月に廃止された。

表10－(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位：人)

治 療 年度・市町村	核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
令和4年度	55	－	20
令和5年度	49	－	16
令和6年度	53	－	21
銚子市	24	－	9
旭市	17	－	7
匝瑳市	12	－	5

1 1 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和3年4月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3月目以降に変更されている。

さらに、令和6年4月から助成の対象となる医療費についての月数要件が緩和され、自己負担額が高額療養費の基準を超えた月が過去24か月で1月以上ある場合、2月目以降は自己負担額が月1万円となった。

表11－(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況 (単位：人)

治 療 年度・市町村	肝がん	重度肝硬変	総数
令和4年度	1	—	1
令和5年度	2	—	2
令和6年度	2	—	2
銚子市	1	—	1
旭市	—	—	—
匝瑳市	1	—	1

1 2 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、法制化前の 56 疾患（特定疾患）から法制化後に徐々に拡大し、341 疾病（指定難病）となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 2 - (1) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位：件)

年 度・市 別 疾 患 名		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	銚 子 市	旭 市	匝 瑛 市
総 数		1, 183	1, 279	1, 340	457	576	307
1	球脊髄性筋萎縮症	2	2	3	—	2	1
2	筋萎縮性側索硬化症	13	8	9	3	3	3
3	脊髄性筋萎縮症	1	1	1	1	—	—
5	進行性核上性麻痺	16	15	16	5	6	5
6	パーキンソン病	138	140	141	57	56	28
7	大脳皮質基底核変性症	4	4	4	2	2	—
11	重症筋無力症	29	27	33	17	9	7
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	21	20	22	9	10	3
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	6	6	7	—	4	3
15	封入体筋炎	1	2	1	—	—	1
17	多系統萎縮症	11	11	12	4	5	3
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	32	32	30	10	14	6
20	副腎白質ジストロフィー	1	1	1	—	1	—
21	ミトコンドリア病	3	6	6	2	4	—
22	もやもや病	20	21	18	6	8	4
23	プリオン病	1	1	—	—	—	—
28	全身性アミロイドーシス	4	4	6	2	3	1
34	神経線維腫症	4	5	4	2	2	—
(-1)	うち I 型	3	3	2	1	1	—
(-2)	うち II 型	1	2	2	1	1	—
35	天疱瘡	3	5	4	2	1	1
37	膿胞性乾癬（汎発型）	4	4	4	1	3	—
40	高安動脈炎	9	10	10	2	6	2
41	巨細胞性動脈炎	1	3	3	—	1	2
42	結節性多発動脈炎	3	3	3	2	—	1
43	顕微鏡的多発血管炎	18	23	25	7	13	5
44	多発血管炎性肉芽腫症	8	7	7	2	4	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	12	15	15	5	4	6
46	悪性関節リウマチ	9	9	9	4	2	3
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	5	5	5	1	4	—
49	全身性エリテマトーデス	85	85	85	27	33	25
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	40	42	48	18	19	11
51	全身性強皮症	42	47	44	11	18	15
52	混合性結合組織病	9	9	11	5	2	4
53	シェーグレン症候群	15	18	21	9	10	2

年 度・市 別		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	銚 子 市	旭 市	匝 瑛 市
疾 患 名							
54	成人スチル病	14	13	14	4	6	4
55	再発性多発軟骨炎	—	—	1	—	1	—
56	ベーチェット病	22	23	24	8	11	5
57	特発性拡張型心筋症	30	29	31	3	14	14
58	肥大型心筋症	4	5	6	5	0	1
60	再生不良性貧血	12	15	10	4	5	1
61	自己免疫性溶血性貧血	—	1	1	—	1	—
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	3	3	3	—	—
63	特発性血小板減少性紫斑病	21	24	20	7	8	5
64	血栓性血小板減少性紫斑病	2	2	1	—	1	—
65	原発性免疫不全症候群	3	3	4	—	3	1
66	I g A 腎症	6	10	10	4	4	2
67	多発性嚢胞腎	6	5	6	3	3	—
68	黄色靱帯骨化症	4	7	9	3	4	2
69	後縦靱帯骨化症	37	45	39	13	11	15
70	広範脊柱管狭窄症	3	7	5	2	2	1
71	特発性大腿骨頭壊死症	17	15	17	6	10	1
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	1	1	1	—	1	—
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	—	1	1	1	—	—
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	—	1	1	—	—	1
77	下垂体成長ホルモン分泌亢進症	5	5	7	1	3	3
78	下垂体性前葉機能低下症	19	21	20	11	6	3
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	1	1	—	1	—
84	サルコイドーシス	18	21	25	6	13	6
85	特発性間質性肺炎	36	40	49	20	15	14
86	肺動脈性肺高血圧症	9	10	10	4	2	4
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	8	11	10	2	6	2
90	網膜色素変性症	52	50	48	16	20	12
93	原発性胆汁性肝硬変	6	5	5	3	2	—
94	原発性硬化性胆管炎	—	—	1	—	1	—
95	自己免疫性肝炎	6	5	5	4	1	—
96	クローン病	42	49	52	11	31	10
97	潰瘍性大腸炎	144	158	166	57	82	27
98	好酸球性消化管疾患	4	4	6	2	4	—
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	—	1	1	1	—	—
111	先天性ミオパチー	—	—	1	1	—	—
113	筋ジストロフィー	—	—	1	—	—	1
117	脊髄空洞症	4	4	5	2	3	—
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	1	1	—	1	—
144	レノックス・ガストー症候群	1	1	1	—	—	1
145	ウエスト症候群	3	3	3	1	2	—

年 度・市 別		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	銚 子 市	旭 市	匝 瑛 市
疾 患 名							
158	結節性硬化症	2	2	2	1	—	1
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	2	5	2	—	1	1
172	低ホスファターゼ症	—	—	1	—	1	—
177	ジュベール症候群関連疾患	1	1	1	—	1	—
209	完全大血管転位症	1	1	1	—	—	1
210	単心室症	1	1	1	—	1	—
211	左心低形成症候群	—	—	1	1	—	—
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	2	3	2	—	—	2
215	ファロー四徴症	3	3	3	—	3	—
216	両大血管右室起始症	—	—	1	—	1	—
220	急速進行性糸球体腎炎	2	2	2	—	2	—
222	一次性ネフローゼ症候群	8	5	11	3	5	3
224	紫斑病性人腎炎	1	2	2	1	—	1
226	間質性膀胱炎（ハナ型）	3	3	2	—	—	2
235	副甲状腺機能低下症	—	—	1	—	1	—
252	リジン尿性蛋白不耐症	1	1	1	—	1	—
266	家族性地中海熱	1	2	3	—	2	1
271	強直性脊椎炎	6	10	11	3	5	3
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	—	—	1	—	1	—
283	後天性赤芽球癆	2	3	3	3	—	—
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	—	1	1	—	—	1
300	IgG4 関連疾患	1	1	3	1	2	—
306	好酸球性副鼻腔炎	23	38	50	19	21	10
331	特発性多中心性キャッスルマン病	3	4	4	1	2	1

(2) 2 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12-(2) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位: 人)

年度	総数	銚子市	旭市	匝瑳市
令和4年度	7	4	3	—
令和5年度	6	4	2	—
令和6年度	6	4	2	—

(3) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(3)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位: 人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和4年度	1	1	—	—	1	1	4	1
令和5年度	3	3	—	—	8	2	6	1
令和6年度	3	3	—	—	9	2	7	0

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表12-(3)-イ-(ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	訪問相談員 人数	回数	相談者	
			実人数	延人数
令和4年度	1	26	5	26
令和5年度	1	24	5	24
令和6年度	1	23	5	23

(イ) 訪問相談員育成事業

表12-(3)-イ-(イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	実施日	主 な 内 容	職 種	人 数
令和4年度	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—
令和6年度	—	—	—	—

ウ 医療相談事業

表 1 2 - (3) - ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
令和 6 年 12 月 13 日	22 人	旭中央病院研修棟 5 階大講堂	パーキンソン病	講演 「パーキンソン病と摂食・ 嚥下機能について ～自分たちでできることを 知ろう～」 講師 地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院 看護局 江畑和枝氏 患者・家族交流会	8 人

エ 訪問指導事業

表 1 2 - (3) - エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位：件)

疾患名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総数	30	36	33
多発性硬化症	-	-	-
全身性エリテマトーデス	2	1	1
筋委縮性側索硬化症	4	12	19
脊髄小脳変性症	9	6	5
パーキンソン病関連疾患	2	9	5
後縦靱帯骨化症	-	-	-
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	4	-	-
網膜色素変性症	-	-	-
サルコイドーシス	-	-	-
突発性間質性肺炎	4	-	2
進行性核上性麻痺	-	-	-
その他	5	8	1

オ 訪問診療等事業

表 1 2 - (3) - オ 訪問診療等事業実施状況 (単位：人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和 4 年度	3	4	同行訪問	—	—	—	4	4	—
令和 5 年度	3	3	同行訪問	—	—	—	3	3	—
令和 6 年度	3	3	同行訪問	—	—	—	3	3	—

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表 1 2 - (3) - カ 相談内容 (単位：人)

内 容	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談者数 (延)	49	99	123
申請等	34	78	109
医療	0	2	2
家庭看護	9	12	4
福祉制度	2	0	3
就業	0	0	0
就学	0	0	0
食事・栄養	0	1	0
歯科	0	0	0
その他	4	6	5

キ 難病対策地域協議会

令和 6 年度は実施なし。

表 1 2 - (3) - キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員 (職種)	延人数	内 容
—	—	—	—	—

13 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施した。

表13－(1)－ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和4年度	2	0	2	0	0	0
令和5年度	3	0	3	0	0	0
令和6年度	2	0	2	0	0	0

表13－(1)－イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0

14 市町村支援

広域的な立場において、各種会議に参加し、各市の保健福祉事業の充実と円滑な推進のため支援を行った。

(1) 市町村への支援状況

表14- (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡				技術的支援		
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ	事 業 名	回 数	職 種
銚子市	銚子市地域包括ケアシステム推進会議 医療・介護専門部会	1	課	地域包括ケアシステム関すること			
	銚子市介護保険事業等運営協議会	4	課	介護保険事業に関すること			
	銚子市要保護児童対策地域協議会実務者会議(実務者)	4	保	協議会及び要保護児童についての検討			
	銚子市要保護児童対策地域協議会代表者会議(代表者)	1	次	要保護児童等対応状況と課題について 等			
	銚子市保健対策推進協議会	1	医	銚子健康プランの進捗状況、次年度計画 等			
	銚子市学校給食センター運営委員会	1	医	事業報告、事業計画について 等			
	銚子市地域自立支援協議会	2	次	事業報告、実績報告について 等			
	銚子市地域自立支援協議会療育部会	1	保	意見交換、情報共有、次年度の取り組み 等			
	銚子市地域福祉推進協議会	2	次	地域福祉計画、地域福祉活動計画について 等			
旭市	旭市糖尿病対策地域連絡会	2	医課	旭市糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて 等			
	旭市要保護児童対策地域協議会実務者会議	2	保	協議会及び要保護児童についての検討			
	旭市要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	課	要保護児童の情報共有、支援策の協議 等			

旭市	旭市健康づくり推進協議会	2	医	第2次旭市健康増進計画の策定について			
	旭市学校給食センター運営委員会	1	栄	学校給食の現状、学校給食費について 等			
	旭市地域自立支援協議会災害対策プロジェクト	3	課保	災害対策について			
	旭市地域自立支援協議会暮らし部会	5	精	障害者福祉に関すること			
	旭市地域自立支援協議会定例会	1	医	事業報告、災害プロジェクトについて 等			
	旭市地域自立支援協議会幹事会兼相談支援事業者連絡会	2	広	相談支援事業計画について 等			
匝瑳市	医療的ケア児等支援協議会	2	保	医療的ケア児等の現状及び課題、支援について			
	匝瑳市健康づくり推進協議会	1	医	事業報告、事業計画について 等			
	匝瑳市学校給食センター運営委員会	2	次	事業報告、事業計画について 等			
	匝瑳市精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議	3	精	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関すること			
	匝瑳市障害者自立支援協議会	2	次	実績報告、事業計画について 等			
	匝瑳市要保護児童対策地域協議会実務者会議	3	保	協議会及び要保護児童についての検討			
	匝瑳市要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	次	事業報告、事業計画について 等			
	匝瑳市高齢者虐待防止ネットワーク	1	課	高齢者虐待における取組、相談状況について 等			

＊職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）、広（広域専門指導員）

<地域福祉に関すること>

15 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表15－(1) 民生委員・児童委員配置状況（令和7年3月31日現在）

（単位：人）

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和4年度	398	339	55	394	227	167
令和5年度	398	337	55	392	226	166
令和6年度	398	336	55	391	224	167
銚子市	169	141	24	165	71	94
旭市	142	123	18	141	97	44
匝瑳市	87	72	13	85	56	29

(2) 児童福祉

ア 特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父、若しくは母、又は、養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表15－(2)－ア 特別児童扶養手当受給状況（単位：人）

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
令和4年度	254	39	21	69	126	1	0	106	146
令和5年度	258	39	24	65	145	1	0	105	169
令和6年度	269	35	16	67	159	2	0	105	185
銚子市	77	10	2	18	52	1	0	29	54
旭市	131	21	22	32	63	1	0	54	85
匝瑳市	61	5	2	17	44	0	0	22	46

（注）1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及び児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 15 - (3) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和4年度	0	0	1,152	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	1,152	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 5 - (3) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和 4 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 5 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 6 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 高齢者福祉

百歳者に対する祝状及び記念品の贈呈や、老人福祉施設の入所者に対する給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 5 - (4) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和 4 年度	60	9	51
令和 5 年度	72	10	62
令和 6 年度	70	13	57
銚子市	27	3	24
旭市	23	7	16
匝瑳市	20	3	17

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金を支給している。

表 1 5 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和 4 年度	16	705,000
令和 5 年度	12	667,400
令和 6 年度	12	629,800

(5) 障害者福祉

市が障害のある者に対して給付している手当に係る補助や、障害のある人に対する差別に係る相談及び条例周知や啓発活動を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表 15 - (5) - ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数 (人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和4年度	171	8,368,875	1	51,900
令和5年度	162	7,979,625	1	51,900
令和6年度	160	7,689,850	1	51,900
銚子市	73	3,572,450	0	0
旭市	54	2,616,625	1	51,900
匝瑳市	33	1,500,775	0	0

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成する。

表 15 - (5) - イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
令和4年度	0	-	0
令和5年度	0	-	0
令和6年度	0	-	0
銚子市	0	-	0
旭市	0	-	0
匝瑳市	0	-	0

ウ 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例づくり条例」（平成 19 年 7 月施行）に基づき、県内 16 圏域に配置された広域専門指導員により、障害のある人への差別等に関する相談及び条例周知や啓発活動を実施している。

表 1 5 - (5) - ウ 障害者差別相談状況 (単位：件)

区 分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談			
	実件数	活動件数							実件数	活動件数		
令和４年度	3	24	17	1	3	3	0	3	0	0	5	98
令和５年度	1	21	6	0	0	4	1	0	0	0	5	109
令和６年度	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	90

エ 地域相談員の委嘱

障害者条例では、障害のある人に対する理解を広げ、できるだけ地域で問題解決をめざした相談を行う身近な相談役として、当条例に規定する各分野に識見のあるものを地域相談員として委嘱し、広域専門指導員と連携して相談活動を行っている。

表 1 5 - (5) - エ 地域相談員委嘱状況 (単位：人)

区分 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和 4 年度	9	10	6	25	15	10
令和 5 年度	10	10	8	28	18	10
令 6 年度	8	10	8	26	16	10
銚子市	2	3	2	7	5	2
旭市	5	5	3	13	6	7
匝瑳市	1	2	3	6	5	1

オ 地域相談員等研修会

地域相談員の資質の向上及び関係機関との連携を図ることを目的に、地域相談員等を対象とした研修会を実施している。

表 1 5 - (5) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参 加 者	内 容
令和 6 年 11 月 12 日	22 名	・事例紹介（海匠圏域地域相談員より） ・身近な活動報告（日々の活動の中で共有したい内容等）

(6) 配偶者暴力相談支援事業

平成 16 年 6 月 1 日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法) に基づき、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

また、令和 6 年 4 月 1 日から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性からの相談を受け、必要な助言・支援を行うとともに相談内容別に専門機関への案内を行っている。

表 15 - (6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位: 件)

区 分 年 度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うち D V	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うち D V	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うち D V	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うち D V	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和 4 年度	27	23	0	23	3	3	0	3	24	20	0	20	0	0	0	0
令和 5 年度	23	20	0	17	4	4	0	4	19	16	0	13	0	0	0	0
令和 6 年度	30	23	0	18	4	4	0	4	25	18	0	13	1	1	0	1
区 分 年 度	書面提出 件数		通報件数		来所相談 証明書 発行件数		交際相手からの暴力 相談件数									
							総数		通報							
令和 4 年度	0		0		1		0				0					
令和 5 年度	0		0		2		0				0					
令和 6 年度	0		0		3		0				0					

※総数には困難な問題を抱える女性からの相談を含む

(7) 戦傷病者の援護

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の公布と修理、戦傷病者乗車券引換証の変更事務を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

表 15 - (7) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交 付
令和4年度	1	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—
令和6年度	—	—	—	—
銚子市	—	—	—	—
旭市	—	—	—	—
匝瑳市	—	—	—	—

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

厚生労働大臣が委嘱した戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員が戦没者遺族及び戦傷病者の福祉の増進を図るための相談に応じている。

表 15 - (7) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	銚子市	旭市	匝瑳市	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3
戦傷病者相談員	0	0	0	0

(8) 児童手当事務指導監査

各市における児童手当事務の円滑かつ的確な実施を図るため、児童手当事務の指導監査を実施している。

表 1 5 - (8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
銚子市	-	1	-
旭市	1	-	1
匝瑳市	1	-	1

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

中核地域生活支援センターは平成 16 年 10 月から業務を開始したが、健康福祉センターはこれをサポートし、関係機関との連絡調整会議等を開催している。

表 1 5 - (9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開 催 日	開催なし
場 所	
内 容	
構成員・参加者人数	

※海匝圏域連絡調整会議を「中核地域生活支援センター活動白書 2023」の送付に代え、海匝ネットワークより関係機関に送付。